

A light blue map of Japan is visible in the background, showing the four main islands and surrounding waters. The text is overlaid on this map.

地方の道路整備は切り捨て！？

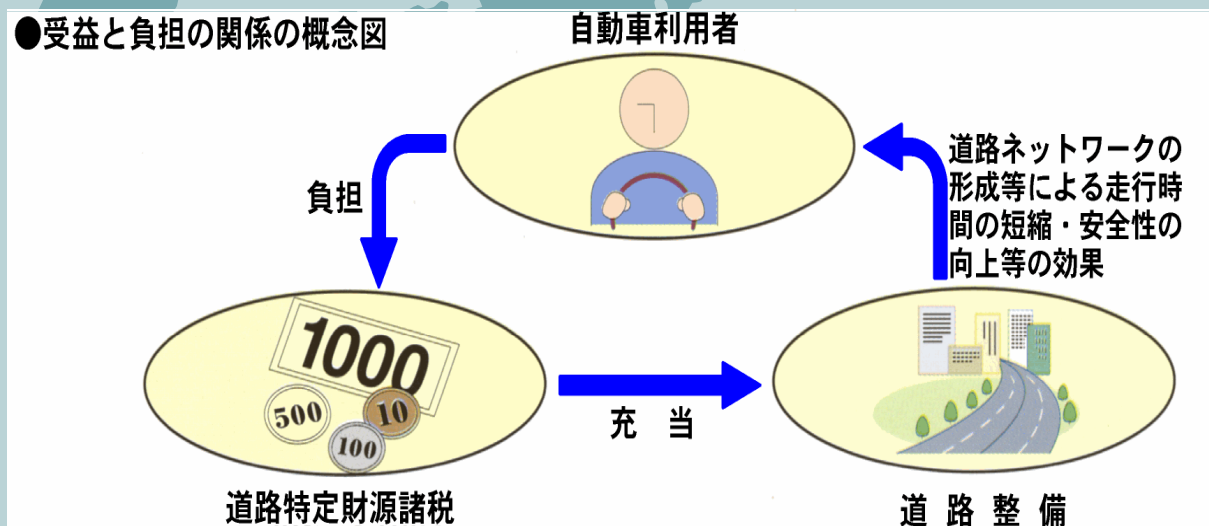
<道路特定財源制度>

平成19年12月

新居浜市 建設部

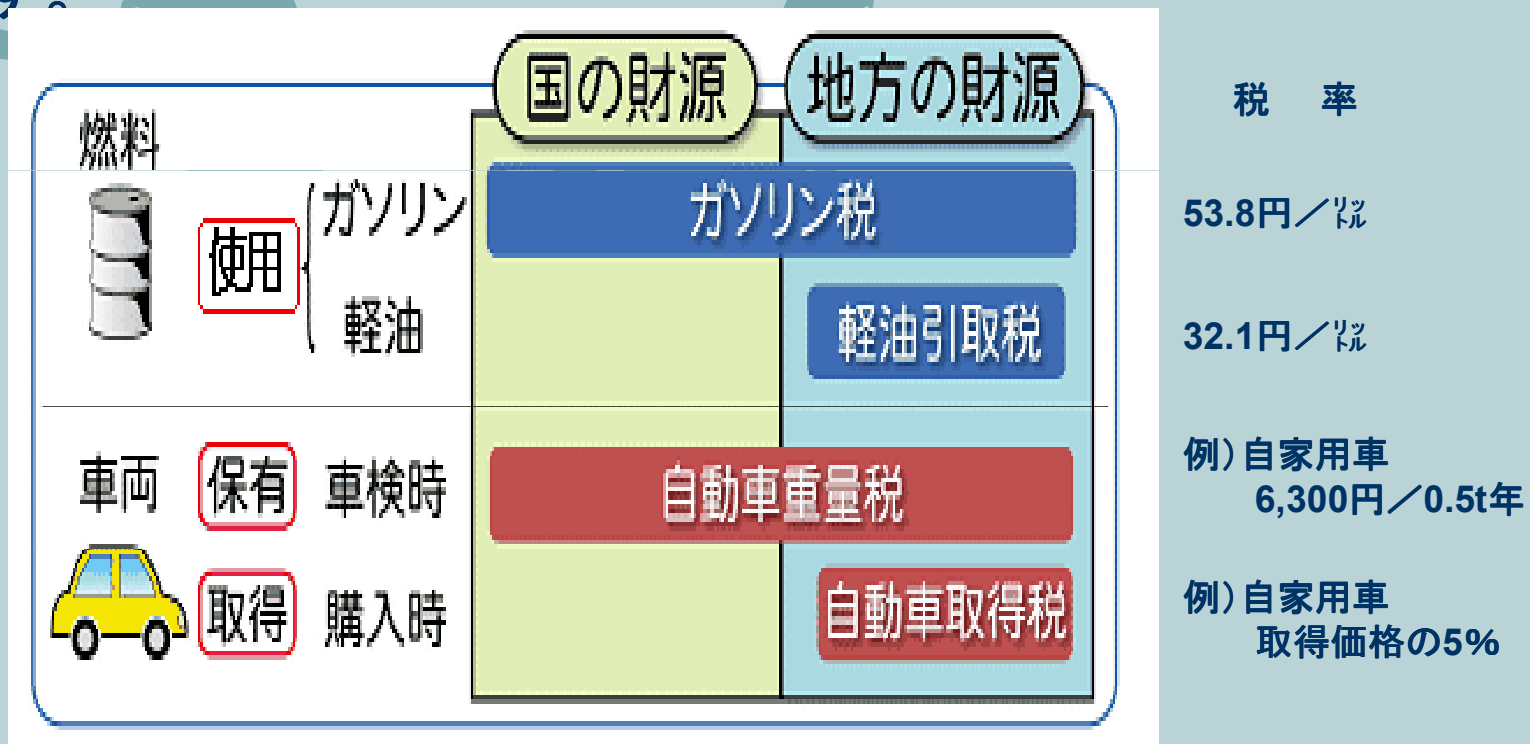
1. 道路特定財源制度とは？

- 道路特定財源は、道路の整備とその安定的な財源の確保のために創設されたものであり、受益者負担の考え方に基づき、自動車利用者の方々に利用に応じて道路整備のための財源を負担していただいている制度です。



2.道路特定財源はどのようなもの？

- 道路特定財源諸税は、燃料の消費、自動車の取得・保有に着目して自動車利用者に適正な税負担を求めているものです。



※ガソリン税は、「揮発油税」と「地方道路譲与税」とを合わせた総称

3.道路特定財源諸税と暫定税率とは？

道路特定財源諸税一覧 (H19)

税目	道路整備充当分	税率	平成19年度税収 (億円)	
国	揮発油税 昭和24年創設 昭和23年より特定 財源	(暫定税率) 2倍 48.6 円/崙	28,395	
		(本則税率) 24.3 円/崙	(28,449)	
	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の 1/2 (1/2は石油ガス課税として地方に譲与される)	(本則税率) 17.5 円/kg	132 (140)
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分 (2/3) の約8割 (77.5%) (収入額の 2/3は国の一般財源であるが、税創設及び運用の経緯から約8割 (77.5%) 相当額は道路財源とされている)	【例】自家用乗用 (暫定税率) 2.5倍 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	5,549
計			34,076 (34,138)	
地	地方道路課税 昭和30年創設	(暫定税率) 1.2倍 5.2 円/崙	3,072	
		(本則税率) 4.4 円/崙		
	石油ガス課税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の 1/2 : 都道府県及び指定市	石油ガス税を参照	140
	自動車重量課税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の 1/3 : 市町村	自動車重量税を参照	3,599
	軽油引取税 昭和31年創設	全額 : 都道府県及び指定市	(暫定税率) 2.1倍 32.1 円/崙 (本則税率) 15.0 円/崙	10,360
方	自動車取得税 昭和43年創設	(暫定税率) 1.7倍 自家用は 取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,855	
		3/10 : 都道府県及び指定市 7/10 : 市町村		
計			22,026	
合計			56,102 (56,164)	

注) 1. 税収は平成19年度当初予算(案)及び平成19年度地方財政計画(案)による。なお、() 書きは決算調整額(税収の平成17年度決算額と平成17年度予算額との差:揮発油税及び石油ガス税について、2年後の道路整備費で調整することとされている)を除いた額である
2. 自動車重量税の税額は、収入額の国分の約8割(77.5%)相当額である
3. 暫定税率の適用期限は平成20年3月末(自動車重量税については平成20年4月末)
4. 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある
5. 地方公共団体の一般財源である自動車税の平成19年度税収は17,477億円、軽自動車税の平成19年度税収は1,836億円(いずれも平成19年度地方財政計画(案)による)

●暫定税率とは

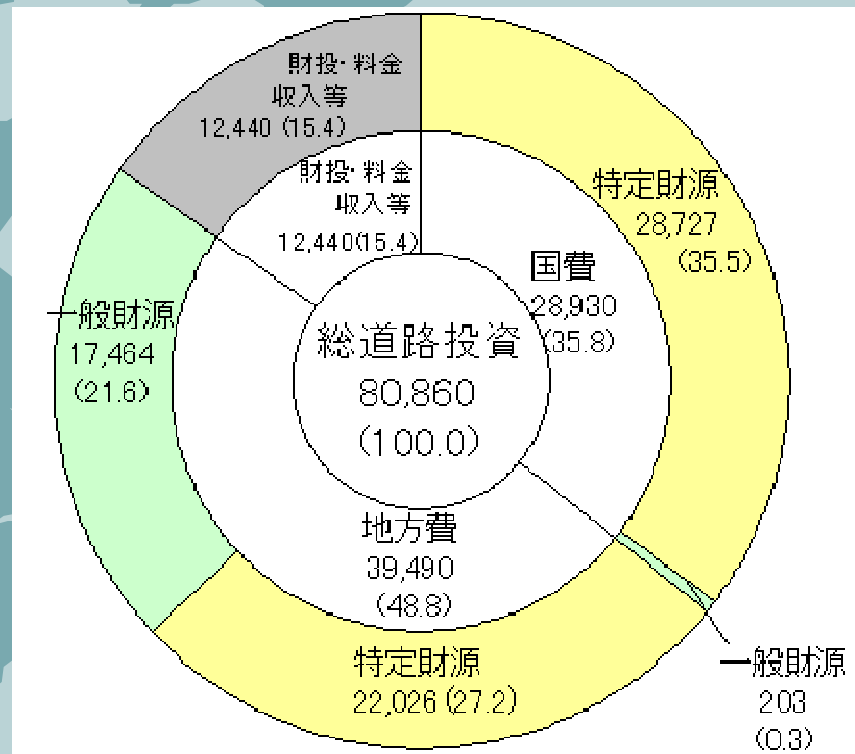
立ち遅れた道路整備を推進するため、本則税率(本来の税率)のおよそ2倍の暫定税率が適用されています。

これは、昭和49年度から2年間の「暫定措置」として実施され、それ以降「暫定」税率は、若干の見直しを行いつつ、租税特別措置法の期間延長改正で続けられています。

現在の暫定税率は、平成19年度末には期限切れとなります。

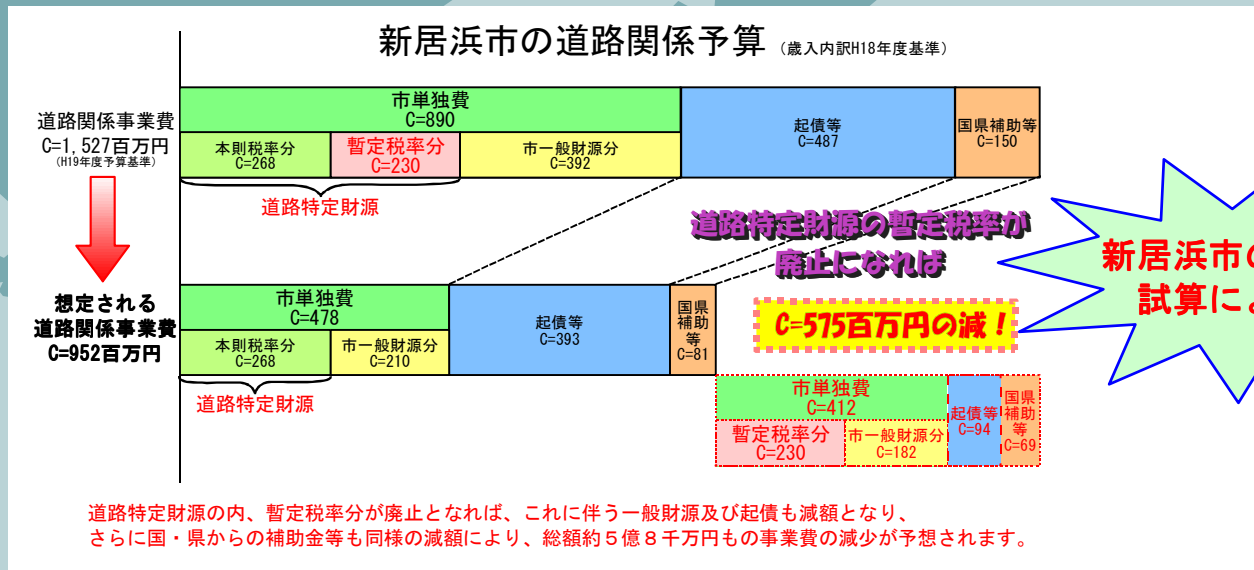
4.道路予算の内訳は？

●平成19年度予算(案)における財源構成(単位:億円)



- 国と地方併せて8兆円以上の予算を使用。
 - 国においては道路特定財源でほとんどすべての道路整備予算をまかなっている。
 - 地方自治体においては、道路整備の約45%が一般財源から支出されている。
- ⇓
- **地方では、現在も道路整備予算は不足している。**

5.道路特定財源の暫定税率が廃止になれば？



◎結果として新居浜市の道路整備は**従来の約60%にペースダウン!**

たとえば、緊急的な最低限の道路改良や維持管理を実施するとして

- ・(市)角野船木線改良事業の大幅な遅れ
- ・(街)西町中村線改良事業の供用時期の遅れ
- ・(街)上部東西線改良事業の着手時期の不透明化

等々が生じることが予想されます。

6.新居浜市内の道路はまだまだ整備不足！

・新居浜市内の道路の現状



地方の道路予算を確保するため、
以下の項目を要望します。

「道路特定財源のすべてを道路整備に充当」

「道路特定財源暫定税率の期間延長」

「地方道路整備臨時交付金制度の継続」

「地方財政負担の軽減」